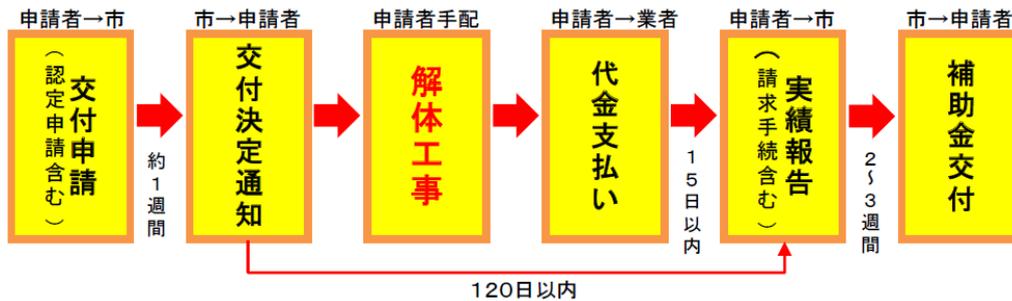


補助金を利用するにあたってご留意いただきたいこと

●補助金額について

- 解体費用の1/2（木造:最高50万円、非木造:最高100万円）
- 家財道具の処分、整地等の費用は補助対象外です。
- 部分解体(一部分だけ残す等)は補助対象外です。建物全部を解体してください。

●スケジュールについて

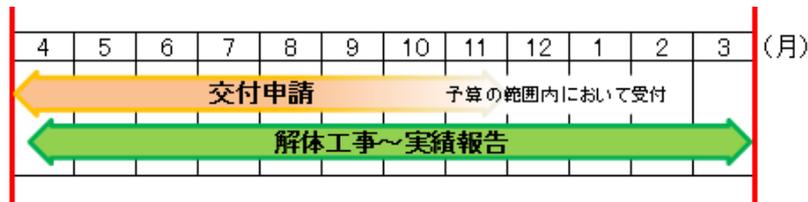


□必ず解体工事着工前に、書類をそろえ、「交付申請」を行ってください。

また、「交付申請」は各年度の予算の範囲内において受付します。

□工事が完了し、工事業者への代金支払いが終わったら、市へ「実績報告」をしてください。(※市から申請者へ補助金が振り込まれるのは、「工事業者への代金支払い後」となるため、工事代金全額を用意いただく必要があります。)

また、「実績報告」は3月末までに行えるよう、工事業者と工期の相談をしてください。



□年度をまたいで(3/31→4/1)の解体工事はできません。

●解体工事について

□工事を依頼する業者に指定はありませんが、「建設業の許可」または「解体工事業の登録」を受けている業者であることをご確認ください。

●その他

□年度ごと予算に限りがあります。また、補助制度の内容は、年度ごとに見直される場合があります。利用する際は、事前にご確認ください。

□住んでいる住宅を建替える為の解体工事には、ご利用いただけません。

□市税に未納がある場合は、ご利用いただけません。

□同一敷地内に複数建物があっても、補助金を利用できるのは1回です。(時期が違ったとしても、補助金を利用した敷地内の建物の解体に、補助金を再利用することはできません。)